令和 5 年度「建築物の防火避難規定の解説 2016 (第 2 版)」アフターフォロー質問と回答 (令和 5 年 11 月 16 日時点)

No	頁	質問	回答
1	47	平成 27 年 2 月 23 日国交告第 255 号第一	支障ない。
		第 1 項第三号ロ(1)の規定に基づき各宿	
		泊室等に避難上有効なバルコニーその	
		他これに類するものを設けた場合、地上	
		に降りた場所から道又は公園、広場その	
		他の空地に通ずる敷地内通路の幅員は、	
		P.47「避難上有効なバルコニー等の構	
		造」(1)②と同様に有効 75cm をひとつの	
		目安として支障ないか。	